

令和7年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和7年12月18日（木曜日）

議事日程第6号

令和7年12月18日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第79号から同第95号まで、同第120号及び同第125号
- 日程第4 議案第96号から同第112号まで及び同第121号から同第124号まで、請願第4号及び発議第10号
- 日程第5 議案第113号、同第114号及び同第116号から同第119号まで、請願第3号、同第5号、陳情第9号、発議第8号及び同第9号
- 日程第6 議案第115号
- 日程第7 議案第126号
- 日程第8 諮問第3号及び同第4号
- 日程第9 発議第11号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第79号から同第95号まで、同第120号及び同第125号
- 日程第4 議案第96号から同第112号まで及び同第121号から同第124号まで、請願第4号及び発議第10号
- 日程第5 議案第113号、同第114号及び同第116号から同第119号まで、請願第3号、同第5号、陳情第9号、発議第8号及び同第9号
- 日程第6 議案第115号
- 日程第7 議案第126号
- 日程第8 諮問第3号及び同第4号
- 日程第9 発議第11号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 17名

〈出席議員〉 17名

1番	池田七菜君	2番	松田徳彦君
3番	加藤康太郎君	4番	渡辺栄一君
5番	関原奈津美君	6番	利根川正君
7番	田中立一君	8番	和泉克彦君
9番	近藤新二君	10番	田原洋子君
12番	東野恭行君	13番	阿部裕和君
14番	古畑浩一君	15番	田原実君
16番	中村実君	17番	保坂悟君
18番	松尾徹郎君		

〈欠席議員〉 1名

11番 宮島宏君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	久保田郁夫君	副市長	井川賢一君
総務部長	嶋田猛君	市民部長	山口和美君
産業部長	猪又悦朗君	総務課長	磯貝恭子君
企画定住課長	大西学君	財政課長	塚田修身君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	仲谷充史君
市民課長	小竹貴志君	環境生活課長	木島美和子君
福祉事務所次長	渡辺茂君	健康増進課長	林壮一君
商工観光課長	山崎和俊君	農林水産課長	星野剛正君
建設課長	長崎英昭君	都市政策課長	内山俊洋君
会計管理者 会計課長兼務	山田康弘君	ガス水道局長	陶山智君
消防長	竹田健一君	消防次長	中村淳一君
教育長	鷹本修一君	教育次長	山本喜八郎君
こども課長	室橋淳次君	こども教育課長	小川豊雄君
生涯学習課長	川合三喜八君	文化振興課長	嵐口守君
監査委員事務局長	川原隆行君		

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君 次 長 上 野 一 樹 君  
係 長 川 原 卓 巳 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、宮島 宏議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、松田徳彦議員、10番、田原洋子議員、両名を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野委員長。〔12番 東野恭行君登壇〕

○12番（東野恭行君）

おはようございます。

12月4日並びに昨日12月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案につきまして、ご説明いたします。

議案第126号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）につきましては、本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、市民厚生常任委員会に付託となっております請願第5号、陳

情第9号及び建設産業常任委員会に付託となっております請願第4号が採択されたことから、発議第8号、上越地域の今後の医療を考える意見書、発議第9号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書、発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、1月27日に市民会館で糸魚川市議会議員研修会が開催となります。本日の日程事項として、議長発議で進めることで、委員会の意見の一致を見ております。

また、近藤新二副委員長から、12月12日に自身の所属する総務文教常任委員会を途中退席した件について、経緯等について話があり、委員からの質疑・協議の後、発議第11号、近藤新二議員に対する辞職勧告決議についてが、提出者、阿部議員、賛成者、渡辺議員、賛成者、東野議員により、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営委員会についてであります。ハラスメント防止対策についてであります。

こちらについては、ワーキンググループからハラスメント防止行動指針の作成について委員会に提示があり、協議を行いました。政治倫理規則、ハラスメント防止条例を含めて整理を進めていきたいものであります。

次に、ハラスメントについてのアンケートについてであります。

これまで実施してきたアンケートを継続して、1月、2月中に行う旨、意見の一致を見ております。

次に、委員会の公開についてであります。

委員会会議録について、本会議の会議録と同様、ホームページ上で公開する。時期については、8年度4月をめどに作業を進める。決算審査についても、予算審査同様、録画配信を行うよう準備を進める旨、意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

## 日程第2．所管事項調査について

### ○議長（古畑浩一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、各常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、建設産業常任委員会の宮島 宏委員長につきましては、本日の会議を欠席しておりますので、本日の委員長報告につきましては、加藤康太郎副委員長が行いますので、ご了承いただきたいと思います。

最初に、阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

### ○13番（阿部裕和君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月12日に2件の所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、公共施設等総合管理指針の改訂素案についてであります。

担当から、前回改定から5年が経過したことを踏まえ、数値やグラフを最新化するとともに、国の指針に基づき、資産の老朽化状況や適正配置の目標に基づく更新費用の試算を追加した。将来40年間の更新費用は、物価高騰等を反映し、大幅に増加しており、現行の財政規模では全施設の更新は困難なことから、今後は個別施設計画により、統合や廃止を含めた適正配置を進めていくと説明がありました。

委員より、財政の見通しについて、将来の厳しさが分かりにくく、中期的な年次推移を示すべきではないかとの質疑に対し、担当から、素案段階であり、今後分かりやすい資料となるよう検討するとの答弁がありました。

委員より、人口1人当たりの公共施設床面積による他自治体との比較や更新費用増加の理由、計画期間の長さについての質疑に対し、担当から、単純比較ではなく施設総量を把握するための指標であること、更新費用は物価高騰等を反映したものであること、今後は選択と集中の考え方で適正配置を具体化していくとの答弁がありました。

次に、市内学校で発生したいじめ事案についてであります。

委員より、市内小中学校で発生したいじめ事案について、初動の遅れや対応不足が重なり、深刻化しているのではないかとの質疑に対し、担当課からは、今年度からいじめの深度を三段階に区分して把握しており、深度3に該当する事案が5件あるとの答弁がありました。

また、調査委員会の調査が長期化している点を踏まえ、迅速な対応の必要性についての質疑に対し、担当課から、早期の取りまとめを望んでいるが、調査委員会の進捗にもよるため、具体的な終了時期は示せないとの答弁がありました。

再発防止策として、小中高の連携体制の構築や情報リテラシー教育の強化を求める意見に対し、担当課から、デジタル教材の活用や一定の取組を進めているとの答弁がありました。

今後は、個別事案の調査報告と併せ、教育委員会としての対応方針や取組状況を整理して示すべきとの意見があり、委員会として継続的に所管事項調査を行うこととなりました。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、加藤康太郎建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

加藤副委員長。〔3番 加藤康太郎君登壇〕

○3番（加藤康太郎君）

建設産業常任委員会では、12月15日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託について、ジオパーク活動の総括について、白馬山麓国民休養地（高浪の池）水道対応について、ジオパル鉄道ジオラマの今後の対応についてであります。

まず、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託については、担当課より、10月3日から公募型プロポーザルを開始し、11月28日を参加表明の期限としていたが、参加表明する事業者がいなかったため、12月1日付で公募型プロポーザルを中止し、応募がなかった理由等を確認するため、意見聴取を12月26日までの期間で実施し、その意見聴取を基に公募条件や事業方式要求水準書、契約書等の再検討を行いたい。今後の方向性については、公募型プロポーザルは、令和8年度に再度実施する方向で考えており、公募時期が遅れることに伴い、事業開始時期は、1年先送りの令和10年4月を想定しているとの説明がありました。

委員より、入札に応募がなかった原因究明について質疑があり、担当課より、これから、意見聴取を行う予定であり、理由は、まだ不明で現時点の推測になるが、ガス事業者で興味を持っていただけの会社が少なかったというのが一つの要因と考えており、ほかには官民共同出資会社に対する市の関与を減らして、民間に任せてほしいというご意見があったとの回答がありました。

委員より、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託で運営している先進事例の自治体はあるのかの質疑があり、担当課より、今回のガスと上下水道一体で官民共同出資会社というのは、全国初めての取組となるとの回答がありました。

委員より、経済環境が変わっている中、専門性を発揮できるよう、ガス上下水道一体ではない委託の可能性はないかの質疑があり、担当課より、幅広く意見聴取を行う中で、場合によっては、スキームの見直し等も出てくる可能性があるとの回答がありました。

次に、ジオパーク活動の総括については、担当課より、これまでのあゆみ、活動方針、ジオパーク関係の事業の収支、主な成果が説明されました。中学3年生を対象としたアンケートでは、地域の行事への生徒の参加率、自然の中で遊びや観察を体験した割合、今後、社会や地域をよくするために何かしてみたいと思う割合が、いずれも他地域よりも多く、ジオパーク学習の成果であると説明がありました。しかし、令和2年の別の市民向けのアンケートでは、産業分野でジオパークが重要とする割合が過半数を超えているものの、その成果に満足していると答えた割合が2割にとどまり、この改善が重要な課題とされました。今後のジオパークの主要施策として、人材育成、郷土愛醸成、持続可能な地域振興、他地域との差別化、観光関係者との連携による「稼ぐジオパーク」の実現が強調されました。また、ジオパークの基本である地域資源の保護保全と継承も引き続き取り組むと説明がありました。

委員より、7款商工費に上がっているものだけでなく、他課の事業でもジオパーク関連のものがあり、その費用の合計は大きなものになるという指摘があり、担当課より、ジオパークの直接的な事業だけではなく、例えば、ジオパークのキャラクターがプリントされた書類やナンバープレートなど、各担当課が創意工夫して、ジオパークに関連づけたものも少なくないとの説明がありました。

委員より、「ブラタモリ」により糸魚川ジオパークの魅力が広く伝わったので、今後は情報発信の仕方をもっと工夫してほしいとの要望がありました。また、ジオパークについては、また日を改めて、より詳しい所管事項調査をしてほしいとの要望もありました。

次に、白馬山麓国民休養地（高浪の池）水道対応については、担当課より、十分な水を食堂に供給できない原因は、第一貯水槽から食堂までの水道管の直径が小さい（直径40ミリ）ことが、主因と推定されると調査で判明したとの説明がありました。また、来春から食堂が営業できるように、食堂脇に仮設置した貯水槽に夜間のうちに水をため、日中にその水を使うという説明もありました。

委員より、高浪の池は糸魚川でも指折りの景勝地であり、利用できなかったことに対する休業補償についての質疑があり、担当課より、今後、指定管理者からの協議の申出があれば、協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、ジオパル鉄道ジオラマの今後の対応については、担当課より、9月25日に鉄道ジオラマの受託者が来市し、市長及び副市長と面談を行い、面談の中では、市長からここまで長引いている対応への不満と、ジオパーク鉄道ジオラマ運営の期待に応えられていないことに対する回復について強く要望したとの説明がありました。現状では、カメラを搭載したユニットは6台あり、そのうち4台を使用している。使用不能となるまで使用し、耐久性の保証がない現状であることから、今後、カメラユニットの新規購入は行わない。車載のカメラはH0ゲージで使用し、Nゲージでは定点カメラに切り替える予定との説明がありました。

委員より、メンテナンスをしっかりとできる学芸員並みの能力を有するスタッフを採用することや、ジオラマ全体でも経年劣化が見られ、脱線などの問題が生じているという指摘がありました。このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、12月11日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、当市の医療の現状と課題について、国民健康保険税の税率改正について、第12次糸魚川市交通安全計画の策定についてであります。

所管事項調査の前に、糸魚川総合病院と市民の医療へのアクセスについて、医療人材の確保について、厚生連及び糸魚川総合病院の経営状況について、委員会協議会を行っております。

まず、当市の医療の現状と課題については、委員より、市から県立高校へ、介護や福祉、医療の分野など、特徴のある高校のコースや養成学科について働きかけができないかと質疑があり、市長より、10月24日に県教育委員会教育長を尋ね、意見交換をした。学科の再編の在り方については、国際人に資する教養のある高校生を育成するという学科、いわゆる普通科の延長線と、もう一つは、介護、福祉の分野も含めた地域の経済産業界における役割を担える人材を育成するという糸魚川独自の効果的な学科設営について要望をしたので、今後、市と県の教育委員会が協議をしながら進めるという方向を確認してきた。また、順天堂大学とは、医療分野だけではなく、薬学部やリハビリテーション学科とも連携できるように今動いているという答弁がありました。

人材確保に関して、糸魚川総合病院から要望のあった専門医の派遣や看護大学の地域枠の設置に向けた働きかけについての質疑があり、担当課より、糸魚川総合病院は、富山大学からの医師派遣がメインであるが、富山大学でも医局からの医師派遣が厳しくなっている。新潟大学も同様であり、

両大学だけでは医師の派遣が賄えなくなっており、多様な大学との連携がこれからは必要になってくる。上越市にある県立看護大学については、地元の上越市、糸魚川市の病院に看護師として勤めている方は少ない現状がある。山岸病院長から話のあった、地域枠を設けて上越地域の病院に勤務する医師や看護師を確保してほしいということは、行政や議会の立場から県に働きかけていただきたいということだと受け止めていると答弁がありました。

また、駅前クリニック新設案についての質疑があり、担当課より、市長の思いの中から出てきたものである。市内開業医の減少により、かかりつけ医機能が弱くなっていくので、糸魚川駅前にクリニックがあれば、そこに都心の大学から新幹線で先生に来ていただき、患者も電車に乗って来ることができる。また、医師不足を補うためには、オンライン診療も併用していかなければいけない。山岸病院長からの話でも、富山大学の総合診療の診療科の教授が、糸魚川市にも医師を派遣していきたいと言われているので、そういったところとの連携も含めて糸魚川総合病院と一緒に、市が糸魚川駅前にクリニックを開業していくことを将来計画していきたい。青海駅、能生駅に行き着くまで、糸魚川駅に行き着くまでの交通については、庁内で連携し、交通体系の見直しも含めて考えていかなければいけないと答弁がありました。

副市長より、バスの運転手が高齢化し、いつまでも今の路線を維持するのは難しい状況になっている。どこの路線を残すかという、大量輸送の部分であり、基本的には通学や糸魚川総合病院への通院の路線をメインにしたとき、ほかの路線の運行が難しくなる可能性があるため、別建てで交通手段を考える必要がある。路線バスへの補助は1億数千万円となっているが、そのうち1億円を路線バスに充て、残りを周辺の交通に使える制度ができれば、買物や通院など、市民にとってはいいことではないかと考える。各地区から主要なところへアクセスできるような形を早急につくっていきたいと思っている。新年度の組織の中では、公民館や地域振興の部署と地域交通の部署を一緒にする案を考えているので、動きを加速化して取り組んでいきたいという答弁がありました。

次に、国民健康保険税の税率改正については、担当課より、国民健康保険税の税率改正について、保険税の見直しは、年度間の平準化を図ることから3年ごとに行うこととしていて、今回は令和8年度に改正したい。国保税は、県へ納付する事業費納付金と市独自の事業費を確保するため賦課徴収しており、過去の税率と医療分、後期支援金分、介護納付金分の3つの税区分に、令和8年度から、子ども・子育て支援金分が追加される。令和8年度からの保険税額は、令和7年度の県内の賦課状況から見ると、1人当たりの保険税は低い状況となっており、令和8年度からの税負担が大きくなり過ぎないように基金の投入を行っていく。国民健康保険事業特別会計の状況は、国の診療報酬改定等もあることから、国や県の動向を注視していく。団塊世代の後期高齢者移行により、国保の被保険者数と医療費の総額は減少したものの、1人当たりの医療費及び納付金は増加傾向にある等の説明に、質疑はありませんでした。

次に、第12次糸魚川市交通安全計画の策定については、担当課より、現行の第11次計画が令和7年度をもって終了することから改定したい。今後、1月5日からパブリックコメントを実施し、県の計画が示された段階で内容の修正を行い、パブリックコメントに対する意見と、県の計画に基づく修正案を糸魚川市交通安全対策会議で最終審議の後、3月議会での報告を予定している等の説明に、質疑はありませんでした。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

おはようございます。

今ほどは、詳細な報告ありがとうございました。

また、委員会協議会での糸魚川総合病院との意見交換会、大変お疲れさまでございました。田中委員長のお骨折りのおかげで大変な成果を得たと私は思っております。

それで、その中から委員会の中でまた質疑があったもの等をお聞かせいただきたく、よろしくお願いたします。

まず最初ですけども、今の報告の中にもございましたが、駅前診療所、駅前クリニックというご提案が病院側からあって、それで、これが行政と一緒に進めていこうというようなお話があったということなんですけども、そのまとめとしまして、これを強く推し進めていこうということが委員会の中で話があったとすれば、その辺り、少しお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

ありがとうございます。

今、報告させていただいたとおり、糸魚川総合病院での委員会協議会において出た、駅前クリニックについて若干の質疑があったことは、今報告させていただいたとおりであります。背景として、高齢化や人口減少が進んで、そしてかかりつけ医の、あるいは医療を確保していく、そういった中において質疑にどうしたらいいかということがありまして、新幹線等公共交通を利用して、駅前に診療科、あるいは診療所のようなものを設けたいということの話、その辺の質疑がありました。今後どのようにっていくことについては、取りあえずその答弁だけで終わっておりますので、今のような報告以上のことはございません。

このことについては、先ほど報告でもありましたように、市長側からの提案の部分もありますので、注視してまいりたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

ありがとうございます。

駅前クリニックのね、提案で、これがそのときの資料なんですけども、この資料に基づいて病院

との密な懇談ができたということはよかったと思うんですけども、委員会としては、病院からの様々な要望が出ていたと思います。その中で、県のほうに上げてほしいということが何点かございました。その中身は触れませんが、委員会としてはその話を受けてですね、今後、例えば地元の県会議員のほうに、委員会として、もしくは議会として上げていこうというような話があれば、その点をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

ただいまの質問については、そのような県議会、あるいは国等にどのように上げていくかという質疑はありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

これで3回目ですね。

今回の市長、副市長、3部長出席しての懇談会は、実質的に医療フォーラムということでは最高位の位置づけになるもんだと私は受け止めているんですけども、このことをさらに具体化していくために、糸魚川の地域医療構想をまとめていくという必要性があるんじゃないかと、これは病院も行政も考えてることだと思うんですけども、これを誰がどのようにまとめていくのか。

それから、行政側の責任者はどなたになって、どのような体制になっているかということ、私は大変興味があるので、この機会に伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

今の質問に対しての、どのような体制で誰が責任を取ってということについての質疑はありませんでしたが、今の医療との懇談会、病院との懇談会の中で3部長も出席していただいたりもしましたが、今回大きなテーマの中に医療へのアクセス等があったりもしまして、そういったことを進めるに当たって、所管の市民部長だけではなくて3部長からも全部に出席していただいたという背景があります。

最初の報告にもありましたように、病院側の提案という話のかなりの部分においては、市長と病院長との話合いの中で出てきている部分も多々あるかと思っておりますので、取りあえずそのような答弁もありましたので、それをまた注視していかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○15番（田原 実君）

ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．議案第79号から同第95号まで、同第120号及び同第125号

○議長（古畑浩一君）

日程第3、議案第79号から同第95号まで、同第120号及び同第125号を一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月12日及び16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第79号、糸魚川市行政組織条例の制定については、これまで部について定めていたものを課へ改めるための全部改正であり、課の新設、統合などにより、市長部局13課の名称及び主な分掌事務について説明がありました。

課の編成見直しの目的や必要性についての質疑に対し、業務量の増加や専門性の高まりに対応するため組織体制の整理・再編を行うものであり、事務の効率化を図り、市民サービスの向上につなげたいとの答弁がありました。

また、交通部門の所管が、新設される地域協働課となることについての質疑に対し、移動手段的確保は地域にとっての大きな課題であり、公共交通全体を地域課題として取り扱う体制に整理したとの答弁がありました。

条例案に関連し、ミッション推進グループについて、設置の目的や役割についての質疑に対し、庁内横断的な調整や重点施策の推進を担う組織として設置するものであるとの答弁がありました。

また、政策監についての質疑があり、現時点では2名体制を想定し、1名はミッション推進グループの先頭に立ち、市長公約や重点施策の推進、もう一名は、全課にわたる喫緊の課題への対応を担う考えであるとの答弁がありました。

議案第80号、糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、こども誰でも通園制度の実施内容についての質疑があり、これに対し、利用者数については近隣自治体の実績を踏まえ、当市では7人程度を想定しており、実施施設については、設備基準の観点から、当面は既存の一時預かりを実施している7園で対応する方針であると答弁がありました。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、一般職員の処遇改善については理解を示しつつも、市民生活が厳しい現状を踏まえ、市長、副市長、教育長、議長、副議長及び議員など特別職については、今回の引上げは見送るべきとの意見が出されました。

一方で、物価高や活動実態を踏まえ、現行水準は妥当であり、改定を容認するという意見もあり、起立採決の結果、賛成多数で可決となりました。

議案第86号、糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例の制定については、いじめ問題再調査専門委員会を市長の附属機関で設置する意義や対象範囲についての質疑があり、これに対し、当該委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会とは別の立場で再調査を行うために設置するものであり、対象はいじめに関する重大事態に限られるとの答弁がありました。

また、再調査の実施についての質疑に対し、対象は市立学校に在籍する児童生徒に関する事案のみであり、市長が必要と判断した場合に行う。具体的な判断基準や手続については、条例成立後に整理していくとの答弁がありました。

議案第87号、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、受益者負担の考え方を基本に、使用料改定の影響や減免措置の在り方、激変緩和、説明の十分性、地区公民館の減免継続理由や今後の徴収方法・事務の在り方などについて質疑があり、これに対し、本件は行政主導で定期的な改定として進めてきたもので、久保田市長就任後に方針確認を行った上で提案に至ったとの説明がありました。あわせて、使用料改定により年間約3,000万円の増収を見込む一方、依然として一般財源負担が大きいことから見直しが必要であること、地区公民館の全額免除は令和8年度まで継続し、その後は利用実態や事務負担を踏まえ、1年間かけて減免基準や支払い方法を検討することが示されました。また全額免除を継続した場合の影響額は約80万円程度と示されました。

文化協会やスポーツ協会等への影響についての質疑に対し、各団体の減免は見直すものの激変緩和を考慮した料金設定としていること、スポーツ協会からは高校生までの全額免除への拡充を評価する声や将来の施設維持を踏まえれば値上げはやむを得ないとの理解が示されていること、今後も関係団体との対話を継続していくと答弁がありました。

議案第91号、糸魚川市火災予防条例の一部改正については、林野火災注意報発令時の火の取

扱いについての質疑があり、これに対し、本改正は罰則を伴わない努力義務であり、市民生活が大きく変わるものではない。また、市外からの来訪者への周知については、巡回広報等で対応していくとの答弁がありました。

議案第93号、糸魚川市定住自立圏形成方針の変更については、職員の能力向上策、外部職員の登用や派遣研修の具体的内容についての質疑に対し、外部職員の登用は民間人材をアドバイザー的に活用することを想定しており、派遣研修についても国や県への派遣に加え、民間研修の可能性について今後検討していくとの答弁がありました。

また、インバウンド事業についての質疑に対し、共生ビジョンの中で具体的に組み込んでいく事業として位置づけられていると答弁がありました。

空き家利活用の記載について、市有地等の活用も含めるべきとの意見があり、市全体としては公共施設や市有地の活用も含め、移住・定住施策を進めていくとの答弁がありました。

議案第94号、損害賠償額の決定及び和解については、賠償額の妥当性や算定根拠についての質疑があり、これに対し、基本協定締結後に実施した協議等に要した人件費や経費など、4者分の実費相当を積算したものであるが、協定書には市側からの解約時の賠償の定めがなかったため、双方協議により金額を決定したものであり、逸失利益等は含まれていないとの答弁がありました。

事業規模の大きさや契約内容を踏まえると、事業中止の判断や賠償額の妥当性について十分な説明が尽くされていないとして、議案に反対する意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決となりました。

議案第95号、指定管理者の指定（マリンホール）では、指定管理料が増額された理由や施設の稼働状況についての質疑があり、これに対し、人件費や清掃・点検費用の上昇によるものであり、利用件数は近年減少傾向にあるとの答弁がありました。

また、立地を踏まえた活用が十分でないとの意見や収支計画書の記載の分かりにくさについて指摘があり、これに対し、今後整理していくとの答弁がありました。

議案第125号、契約の締結について（旧東北電力ビル等解体工事）では、一般競争入札が6回不調となったことを踏まえ、随意契約としたことの妥当性についての質疑に対し、当市の財務規則及び地方自治法施行令に基づき随意契約としたと答弁がありました。

不調の原因検証を求める質疑に対し、今後、入札監視委員会で検証するとの答弁がありました。

解体工事は特例的措置として理解する一方、今後の事業推進に当たっては、計画の具体化や費用の妥当性について、引き続き丁寧な説明を求める意見がありました。

主な内容については、以上です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔17番 保坂 悟君登壇〕

○17番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第94号、損害賠償額の決定及び和解について、私は反対の立場から討論をいたします。

市民の皆様への負託に応えるためにも、反対の理由を明確にご説明申し上げます。

私がこの議案に反対する最大の理由は、当初計画と市長提案の計画について、市民に十分な説明も比較検討もないまま、市長の政治判断で性急に当初計画が建設中止とされ、その結果、生じた契約解除の和解金539万円を市民に付託させようとしている点にあります。

この駅北子育て支援複合施設整備計画は、本年4月の市長選挙、そして市議会議員選挙において、最大の争点として取り扱われました。私は市議会議員選挙において、当初計画の推進を明確に公約として掲げ、街頭演説でも訴えてまいりました。有権者の皆様への厳しいご判断を仰ぎ、幸いにもトップ当選という形で市民の皆様から強い負託をいただきました。このことは、多くの市民が当初計画に期待し、その実現を望んでいる証左であると私は受け止めております。

この議案の重要なことは、選挙結果の民意の解釈であります。市長選挙の結果では、当初計画に対して建設の見直しを訴えた久保田市長が当選したことにより、一定の民意が示されたと解釈することはできます。

しかしながら、その見直しの結果として、市長が打ち出した汎用性の広場の整備と駅北以外の場所での屋内遊戯場の整備という市長案については、市長選挙において市民に信を問うておらず、決して民意とは言いきれません。このことが民意のすり替えであることを強調したいのであります。今、市が強行しようとしている市長案は、市民の選挙による審判を経していない、行政内部で決定された案にすぎません。市長が行った地区懇談会の13か所中11か所に参加してみましたが、区長会の総意から提案された内容とはとても思えませんし、むしろ関心がない印象を受けました。

私たち議員は市民の負託に応えるためにも、当初計画と市長案と以下の点で徹底的に比較する必要があります。

1つ目は、整備費、運営費の規模や機能、サービスの内容はどうか。

2つ目は、費用対効果や利用者の見込みはどうか。

3つ目は、復興の原点である駅北のにぎわい創出に資するかどうかであります。

しかし、市はこれらの比較検討を市議会でも市民に対しても十分に行ってはおりません。このことは、拙速な建設中止がメインの目的となっており、市長案は、その場しのぎの理屈にすぎないのではないかという疑念を抱かせております。

結論として、市長案がよいものか悪いものか分からない段階で当初計画の契約解除の和解金を支払うこと自体、市民への説明責任を放棄したいいかげんな行政運営のそしりを免れないと思っております。市のメンツや意地にこだわることなく、私たち議員は今こそ立ち止まり、市民の負託に基づき、この市長案について徹底的に比較検討してから結論を出すべきと考えます。特に、当初計画

に反対していた議員各位におかれましては、もともと追及していた指摘項目によって市長案を検証していただく必要がございます。そうでなければ、当初計画に対して反対のための反対の行動をしてきたこととなります。さらに、市会議員選挙で汎用性の広場を造るという公約を掲げた議員はいないと認識しております。

したがって、今後出てくる市長案の内容について、とことん質疑を行って、納得解を導き出していただきたいと思います。この議案は、ビル解体のような市民への安全上の問題はないものであります。急ぐ理由はございません。ぜひ検討していただきたいと思います。

以上の理由から、この議案について、当初計画と市長案の比較検討が終わっていない段階での解約金を決めた手順が根本的に間違っていると断言しておきます。解約を決定するタイミングが、時期尚早であることを断固反対いたしたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。〔15番 田原 実君登壇〕

○15番（田原 実君）

おはようございます。創生クラブ所属、田原 実です。

議案第79号、糸魚川市行政組織条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

この条例の制定は、社会環境の変化により、多様化・複雑化する市民ニーズに限られた職員で対応をする。職務領域を超えて各部門が連携し、かつスピーディーに全体の最適解を目指す。市長公約である縮充の実現を目指す、の3つの視点により、部制を廃止し、新たに課及び課の分掌事務を定めるための全部改正を行うものであります。内容は、議案に掲載のとおりであります。課の統合や新設について、久保田市長のマニフェスト及び市長との懇談会での市長の説明と照合し、会派として着目した点を以下何点か申し上げます。

新設された危機管理課の設置は、防災・減災部門を移管し、体制を強化し、地域協働課の設置は、市民参加による地域コミュニティ構築を強化するための組織体制であり、心配される災害への対応の強化と、市民の声で進めるまちづくりを市民と共に実現する組織となることは、市民の望むところであります。

分割された商工観光課、産業労働課と観光課は、労働力確保と商工振興、観光振興に関して職員の働きと責任において成果を出していこうとする市長の政治姿勢が見てとれます。

なお、観光課では、これまでのジオパーク推進室をジオパーク推進係としましたが、長く続けてきたジオパーク事業を市長が言う縮充の理念の下、市民にとって真に有益な事業となるよう見直していただくことを期待します。

課の分掌事務、業務においては、次の点を指摘しておきたいと思います。

企画課（政策推進室）にミッション推進グループを置き、市長特命事項を推進することは、新しい糸魚川の政治をつくるエンジンとなっていくことに期待します。

地域協働課では、まさに市民の声でまちづくりを進めんとする久保田市長と市民をつなぎ、市民

活動をサポートするマネジメントに取り組んでいただくことを期待します。

都市建設課では、都市計画及び住宅政策、道路及び河川、土木事業、公共土木施設用地について、行政の役割を一元化して対応することは、今後の建設事業縮小が予想される時代への対応として、必要なものは残して、そうでないものはやめていく、縮充のまちづくりを進める必要がある中、一方では、いま一度、都市計画、立地適正化計画に立ち返って、新幹線活用と新しい交通システムと併せた市街地のにぎわいとまちの再生が進むことを期待いたします。

以上、新市長の考える今回の組織の改編は、市民が望む糸魚川市の実現に寄与することが期待できるものであり、また、これまでのマンネリと硬直からの政治からの脱却において有効な手段でもあると考えます。

後は、人材の適材適所への配置であります。この点も令和8年度予算編成と併せて、市民の関心の高いところでありますので、久保田カラーをはっきり、くっきりと出して、市民の期待に応えるものとしていただきたい。

意見を加え、以上、申し上げたことを理由としまして、議案第79号、糸魚川市行政組織条例の制定について、会派、創生クラブとして賛成いたします。

続きまして、議案第87号、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての賛成の立場で討論を行います。

公共施設の使用に係る料金の見直しについては、受益者負担の原則から、人口減少著しい糸魚川市においては、大変悩ましい問題であり、取り組むべきも課題でありましたが、市民へのサービスとして、減免措置等を継続してまいりました。

しかしながら、現状のままで施設の管理運営を続けることは、本来、私たちが受け持つべき負担を将来に先送りするだけであり、解決にはなっていません。市内13か所で行われた市長と地区懇談会、市民と共に未来を開く各会場では、資料に基づいた説明があり、質疑がありました。それだけで市民との合意形成が図られたとは思いますが、いつかはやらなければならなかったことに市長が先頭に立ち、取り組み始めたことで、公共サービスをみんなで支えるという市民の意識が今後さらに醸成されていくスタートとなったと捉えています。

対話から市民の納得解を得て、まちづくりを進めて、さらに未来へ。

今回の見直しにおいて、公平な負担でサービスを持続し、維持管理費とのバランスを確保していくための改正を行うことを市長行政は市民に約束しています。そのことは、未来の子供たちに負担をさせることのない社会への約束でもあります。私たち市民も共に取り組んでまいりましょう。

以上の理由により、議案第87号、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、会派、創生クラブとして賛成いたします。

続いて、議案第94号です。議案第94号、損害賠償額の決定及び和解について、賛成の立場で討論を行います。

(仮称) 駅北子育て支援複合施設整備事業基本協定の解約における和解の損害賠償額539万円は、整備事業を受注した相手方4者と糸魚川市双方が話し合いによって得た納得解であることから、これに賛成するものであります。

以上、議案第94号、損害賠償額の決定及び和解について、会派、創生クラブとして賛成いたします。

続いて、議案第125号です。議案第125号、旧東北電力ビル等解体工事2億4,420万円の契約の締結について、賛成の立場で討論を行います。

これまで旧東北電力ビルの解体工事の契約が整わず、整備を延期していた間にも、ビルの老朽化が進み、さらに市が所有するもう一棟の旧宮田ビルも一部破損するなどの状況となり、その危険性が近隣住民から心配される事態となっていました。その後、市長選挙による民意を考慮した計画の見直しをする中において、まずは2棟の危険建物を解体することは、新しい市長と行政に求められる対応でした。これまでの発注方法を見直して、見積りからの随意契約となりましたが、国からの補助金によって糸魚川市の支出が抑えられた解体工事となることは、市民の期待に応えるものと考えます。

また、市内建設業者JVによる受注は、市内の経済循環にも寄与するものと考えます。後は近隣への安全確保対策と、一日も早く解体工事を進めて被災者住民、市民と一体となって汎用性のある広場を完成させ、にぎわいをつくっていただきたいと願います。

以上の理由により、議案第125号、旧東北電力ビル等解体工事の契約の締結について、会派、創生クラブとして賛成いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、松田徳彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

松田議員。〔2番 松田徳彦君登壇〕

○2番（松田徳彦君）

日本共産党の松田徳彦です。

議案第87号、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

議案第87号は、公共施設サービスを持続可能なものとするために使用料の見直しを行うものです。見直し自体を否定するものではありませんが、今回の見直しは、4年に一度の見直しということで、時期は決まっていたものです。それにもかかわらず、改定案の決定に対して広く利用者の意見を聞くことなく、施設を運営する現場の実情もしっかり把握されていません。値上げの上限を設定したり、激変緩和措置を行うから問題ないだろうという行政側の一方的な判断で進められていて、現段階においても、市民や利用者の不満や不安の声に答え切れていないものと判断します。

また、生活必需品の価格高騰が続くこの時期に、スケジュールありきで強行することは、市民が自主的に行ってきた文化やスポーツの振興に水を差すことになりかねません。市民の声に耳を傾け、市民と共に考え、納得解を得るという久保田市政の基本理念が置き去りにされているものと考えます。基本理念にのっとり、半年、1年かけて丁寧に進めることが必要と考えるため、議案第87号に反対するものです。

以上で発言を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野議員。〔12番 東野恭行君登壇〕

○12番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野恭行でございます。

議案第94号、損害賠償額の決定及び和解について、賛成の立場で討論させていただきます。

総務文教常任委員会（こども課関係）に付託となりました議案第94号、損害賠償額の決定及び和解についてでございますが、こちらの付託案件は、令和6年12月6日に締結した（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業基本協定の解約について損害賠償額を決定し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めたものであります。

損害賠償額は539万円で、相手方4者に損害賠償額を支払うものであります。12月12日の総務文教常任委員会における委員会審査の中で、直接人件費、直接経費、間接原価、業務原価、それらに係る消費税など、基本協定解約金請求額の内訳を明らかにし、審査に臨んでいただいた委員会審査の運営に感謝を申し上げるところでございます。

市役所側の見直し方針により、相手方4者に対する損害賠償については、基本協定に基づく双方での協議が調い、金額が算出されたものと理解し、賛成いたしますが、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業の中止から、遊び広場案実施に向けた進め方については憤りを感じております。

地方自治法第96条は、普通地方公共団体の議会の権限について定められています。96条の第1項では、議会が必ず議決しなければならない事項が具体的に列挙されています。条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など、そして地方自治法96条第2項は、役割として住民意思の反映から、第1項で定められた事項以外にも条例で議決事件を追加できると規定されています。これにより自治体は、地域の特性や住民のニーズに応じて議会の承認が必要な事項を独自に定めることが可能とあります。

今回の計画変更については、選挙で市長が替わり、方針が変わり、やむを得ない部分もありますが、議会議決の根幹は決して揺るがしてはならないと考えます。

私の一般質問の答弁で、遊び広場設置による国への予算の裏づけとなる設計に関しては、既決の予算によって実行されるとのことでした。果たして、進め方として正しいのか。国の交付金が支出されるももとの理由、債務負担行為の議決は、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業が議決されたからであると考えます。仮に、先々の議会審査において、遊び広場案が否決されると、また事業者に対し、何かしらの解約金等が発生してしまうのか、今でも疑問に感じているところであります。これを機に、議会側の権能として、債務負担行為に伴う事業計画の大幅な変更について、議会承認の範囲を広げる意味でも、個人的に条例に議決事件を追加する必要があると考えております。

3月の定例会では、遊び広場設置における議案が提出されると考えますが、私たち議員も正しく判断したいと考えます。できる限り子育て世代や駅北周辺にお住まいの方々の意見を賜り、駅北地区の10年先の未来が見える計画に期待し、みらい創造クラブとして賛成討論させていただきます。

○議長（古畑浩一君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

渡辺議員。〔4番 渡辺栄一君登壇〕

○4番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第85号の糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案に対し、反対の立場で討論いたします。

昨今の物価高騰などに鑑み、県の人事委員会の勧告そのものは妥当と評価いたします。

しかし、本市の予算執行の状況を見ますと、例えば駅北エリアの旧東北電力ビルの物件を議会を通さず購入後、9年間一度も利用されないまま取壊しに、もう一つのビルを加え、併せて2億円を超えるなど、費用がどんどんかさんでしまい、市民の皆様に対して申し訳ない事態となっています。

本市において、人口減少、流出が続く中、私は、かねがね費用対効果の薄い箱物建設に反対してきましたが、議会全体としてのチェック機能が働かず、賛成多数で事業が推進されてきたこれまでの市政と議会の責任は極めて重く、私としても連帯責任として無視できないわけでございます。

また、当市が所有していた温泉施設権現荘も多額の市税を導入した末、様々な懸念を残しながら譲渡に至りました。

そもそも市民から頂く税金は、私どもが勝手に使ってよい年貢ではありません。一生懸命働いた市民が納めた税金は、市民のために有効に使われるべきものでありますが、この間、申し訳ないことに、それができませんでした。

市民の皆様から厚顔無恥と思われてはならず、今回は市民の皆様への謝罪反省の意味を込めて、賃上げを見送るべきと考え、反対するものであります。

最後に、私は常々、社会は豊かに、個人は質素にとっておるところでございます。

討論を終了いたします。

○議長（古畑浩一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

11時20分まで暫時休憩といたします。

〈午前11時14分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、議案第79号、糸魚川市行政組織条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第80号、糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第81号、糸魚川市職員の旅費に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第82号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第84号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第85号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第86号、糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第87号、公共施設使用料金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第88号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第89号、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第92号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第93号、糸魚川市定住自立圏形成方針の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第94号、損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第95号、指定管理者の指定について（能生マリンホール）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第120号、令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第125号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時28分 休憩〉

〈午前11時28分 開議〉

日程第4．議案第96号から同第112号まで及び同第121号から同第124号まで、請願第4号及び発議第10号

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4、議案第96号から同第112号まで及び同第121号から同第124号まで請願第4号及び発議第10号を一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第10号の説明を求めます。

加藤康太郎建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

加藤副委員長。〔3番 加藤康太郎君登壇〕

○3番（加藤康太郎君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月15日に審査が終了し

ておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第4号については、採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第96号は、糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、北陸新幹線開通から10年を経過し、受益者負担の適正化を図る観点から、アルプス口自動車駐車場の無料時間を、現在96時間の無料時間を48時間に変更するとの説明があり、委員より、富山県や長野県の利用者への周知についての質疑があり、担当課より、関係の近隣の自治体、また、団体等に周知、啓発に取り組んでいくとの答弁がありました。

議案第104号、シーサイドバレースキー場及び同第107号、シャルマン火打スキー場に係る指定管理者の指定については、担当課より、両スキー場の今後の方針についても説明があり、これまでの検討結果を踏まえて、両スキー場ともに、いずれは民間に譲渡することが最適解であるという内容でした。具体的には、シーサイドバレースキー場については、来年度、令和8年度から、民間事業者への譲渡に向けた準備を行うため、譲渡に向けた手続は、令和10年度までを目途とし、この間の動きにより運営状況の変更が考えられることから、指定管理の期間は1年間としているものであるとの説明がありました。シャルマン火打スキー場については、令和8年度から令和10年度までの3年間の指定管理期間の中で、令和11年度以降の民間事業者への譲渡の可能性について検討をするとの説明がありました。

委員より、譲渡先が見つからない場合の質疑があり、担当課より、譲渡先が見つからない場合については、閉鎖について検討する必要があると答弁がありました。

議案第109号から同第112号まで、糸魚川市親不知ピアパーク施設に係る指定管理者の指定については、委員より、今後、観光施設としての売上げが見込まれるかとの質疑があり、担当課より、令和6年度の親不知ピアパークとしての入り込み客は20万人弱あり、コロナ禍もあり、一時期かなり減ったということと、能登半島地震の影響によって漁獲量が物すごく少なくなってしまう、売上げに多大なる影響が出ていたが、新年度以降については、回復基調にあるとの答弁がありました。

委員より、交流人口を拡大していくための重要施設として、今後の施策についての質疑があり、担当課より、新年度では、石のまちを前面にブランディングできるコンサルを入れながら、親不知ピアパークの全体的な売出し方等について、検討していきたいとの答弁がありました。

続きまして、請願第4号、免税軽油制度の継続を求める請願についてであります。

本請願については、紹介議員から趣旨説明を受けて審査を行い、特に異議なく採択されています。本請願は、意見書の提出を願意としていることから、発議第10号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明とします。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和9年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶・倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を

使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなければスキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号については委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号、糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第97号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第98号、糸魚川市駅北復興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第99号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第100号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第101号、市の区域外に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第102号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第103号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第104号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第105号、指定管理者の指定について（マリンミュージアム海洋）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第108号、指定管理者の指定について（グリーンメッセ能生）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第109号、指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第110号、指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第111号、指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第112号、指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち親不知交流センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第121号、令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第122号、令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第123号、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議事の都合により、発議第10号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第4号、免税軽油制度の継続を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第113号、同第114号及び同第116号から同第119号まで、請願第3号、同第5号、陳情第9号、発議第8号及び同第9号

○議長（古畑浩一君）

日程第5、議案第113号、同第114号及び同第116号から同第119号まで、請願第3号、同第5号、陳情第9号、発議第8号及び同第9号を一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第8号及び同第9号の説明を求めます。

田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第3号は不採択、請願第5号及び陳情第9号については採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第113号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、平岩診療所の廃止に伴い、所要の改正を行うものであるという説明がありました。

委員より、今後の通院についての質疑があり、地域からは、今後、小滝診療所への移動の足について、考慮や調整をしてほしいという意見があるという答弁がありました。

次に、議案第114号、指定管理者の指定について（糸魚川市健康づくりセンター）では、担当課より、令和8年4月1日からの糸魚川市健康づくりセンターの指定管理者を定めたいもので、全国公募の結果、コナミスポーツ株式会社、糸魚川二幸株式会社、株式会社新潟ビルサービスの共同企業体である、糸魚川健康づくりパートナーズ1者から申請があった。指定期間は令和13年3月31日までの5年間である。糸魚川市公の施設指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として選定したと資料に基づき、事業計画等の概要の説明がありました。

委員より、入浴料など、受益者負担の増といった価格改定についての質疑があり、担当課より、現状では1.1倍から1.5倍の中で料金改定をする予定というふうに計画している。改定に当たって、来年1年をかけて料金が上がることの周知をして、今、手持ちの回数券や定期券は、来年度中に使い終わってもらうように周知をしながら丁寧に理解を求めていきたいという答弁がありました。

また、委員より、市が負担している光熱水費についての質疑があり、現状6,000万円弱かかっているが、光熱水費の先が見えないという部分もある。次期の指定管理料に光熱水費を含めるか協議したが、もう少し様子を見ながら市が負担するというので、次期指定期間に向けて検討していきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

議案第116号から議案第119号までは、質疑はございませんでした。

続きまして、請願第3号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

紹介議員の説明の後、各委員から意見が述べられ、採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となりました。

続きまして、請願第5号、上越地域の今後の医療を考える請願についてであります。

本請願については、紹介議員から趣旨説明を受けて審査を行い、特に異議なく採択されております。

本請願は、意見書の提出を願意としていることから、発議第8号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明とします。

上越地域の今後の医療を考える意見書。

昨今の医療現場は深刻さが増している。その中でも重い病気や手術が必要な場合、上越地域の住人は新潟市や富山県に行かざるを得ないケースもあり、患者のみならず家族の負担も大きい。

医療現場の厳しさ、大変さを理解しながらも生まれるのが病院、人生を閉じるのも病院、また人口減少を食い止めるのも医療体制の充実なくして考えられない。

上越地域の中核病院の集約を中心とした再編の検討が行われているが、再編計画の検討、構想などを経て、再編実施に至るまでには一定の期間を要することから、真剣に取り組まなければ後手になりかねない。

よって、新潟県においては、上越地域の医療再編の早期実施及び中核病院の整備を早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事に意見書を提出する。

続きまして、陳情第9号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する陳情についてであります。

本陳情については、特に異議なく採択されています。

本陳情は、意見書の提出を願意としていることから、発議第9号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明とします。

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書。

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えました。しかし、いまなお未救済の被害者が、水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害補償法にのっとり認定申請するなど、新潟水俣病は終わっていません。

その大きな要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず救済制度を見直さないことや、水俣病特措法に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによります。

一方、被害者は高齢化が進み、亡くなる者も後を絶ちません。ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟では原告146人中、既に38人が亡くなっており、被害者の「生きているうちの解決を」は切実です。

こうしたことから、新潟県議会は水俣病の被害者救済は人道上の緊急課題でもあるとして、昨年の6月定例会において、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書を全会一致で採択し、政府、国会に提出しました。また、被害者発生地域の新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を9月定例会で採択し、政府、国会に提出しました。

しかるに、この1年、被害者団体と政府、環境省との解決に向けた協議は全くと言っていいほど進んでおらず、このままでは被害者が亡くなって水俣病が終息するという、あってはならない非人道的な決着を見ることにもなりかねません。

新潟県は今年も5月に、水俣病被害者の早期救済や抜本的な救済制度の見直しに取り組むこと、とする要望書を環境省に提出し、5月末日の公式確認60年行事において花角新潟県知事は「被害を受けた全ての方々がひとしく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言しています。また、国会では6月19日に超党派で、水俣病被害者救済新法案が衆議院に提出され、秋の臨時国会において審議される予定です。

このように、新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題といえます。

よって、政府並びに国会におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事

項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

1、国は、未救済被害者の救済に向けて、新たな救済制度を確立すること。

2、平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣に意見書を提出します。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第8号及び同第9号については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号及び第9号については、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第113号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第114号、指定管理者の指定について（糸魚川市健康づくりセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第116号、令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第117号、令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第118号、令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第119号、令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、請願第3号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立少数であります。

よって、本案は不採択とすることに決しました。

次に、議事の都合により、発議第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第8号、上越地域の今後の医療を考える意見書を採択いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第5号、上越地域の今後の医療を考える請願については、採択すべきものとみなします。

次に、議事の都合により、発議第9号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第9号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

また、このことにより、陳情第9号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

13時まで暫時休憩といたします。

〈午後0時00分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第115号

○議長（古畑浩一君）

日程第6、議案第115号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案につきましては、休会中、それぞれの常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第115号については、12月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

消防本部の関係では、J-A-L-E-R-T受信機の更新頻度や費用負担に対する懸念、国の方針に対するチェック機能の必要性を問う質疑に対し、災害の激甚化に対応するための措置であり、国の方針に基づくものであること、また、他自治体とも連携しつつ国・県に意見を伝えていく旨の答弁がありました。

総務課の関係では、職員退職手当の補正において、退職者の現状についての質疑に対し、当初予算では8人、特別職2人、会計年度任用職員5人、一般職1人を見込んでいたが、補正では一般職11人の増を追加し、19人で見込んだ。退職者は、例年20人前後であると答弁がありました。

退職者に特定の職種や部署の偏りがあるかという質疑に対し、特定部署の偏りはないが、今年度は保育士の退職が既に3名あり、やや多い傾向が見られるという答弁がありました。

企画定住課の関係では、ふるさと納税返礼品に関する質疑に対し、寄附額約4億8,000万円のうち約3億5,000万円を米が占めており、依然として主力であること。昨年度は6月以降に米の受注が集中し、年内に完売したが、今年度は在庫が潤沢であり、12月の駆け込み需要にも対応可能との答弁がありました。また、米以外では、春先に衣替え対応のクリーニングサービスが一時的に人気を集めたが、全体の数%にとどまっているとの説明がありました。

こども課の関係部分では、駅北子育て支援複合施設整備の損害賠償金539万円に対し、反対討論の申出があり、討論の後、起立採決を行い、起立多数で原案可決となりました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、加藤康太郎建設産業常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

加藤副委員長。〔3番 加藤康太郎君登壇〕

○3番（加藤康太郎君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第115号の一般会計補正予算で農林水産課関係、建設課関係及びガス水道局関係の議案につきましては、12月15日に審査が終了しております。その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程では、特段報告することはありません。

以上で、議案第115号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第115号については、12月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、個人番号カード交付事務費補助金で、マイナンバー交付事務に対応する会計年度任用職員を4名増員したいものであるという歳入の説明がありました。

環境生活課関係では、高齢者運転免許証自主返納支援事業は申請件数及び翠ペイギフトカードを選択する申請者の増加に伴い追加したいものである。鳥獣対策事業は、当初、大型獣の捕獲数を年間約800頭と見込んでいたが、11月末までの捕獲実績と昨年冬の捕獲状況などから880頭程度になると見込み、出勤や捕獲に係る委託料を増額したいものであるという説明がありました。

委員より、免許証自主返納支援事業についての質疑があり、担当課より、令和6年7月から翠ペイギフトカードを導入した。それまでは、ほとんどの方がタクシー券を希望していたが、現在は、タクシー券が約5割、翠ペイギフトカードが約4割である。タクシー券の場合は、有効期間が2年間のため、支払いが分散されるが、翠ペイギフトカードの場合は、すぐに2万円を支出するので、昨年度からのタクシー券利用者と今年の翠ペイギフトカード利用者が重複し、予算が不足したため、補正したいものであるという答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣捕獲についての質疑があり、担当課より、全体的には昨年と比較すると減少傾向になっているが、熊については出没数の増加に応じて捕獲数も増加しているという答弁がありました。副市長より、人の命を守るという観点で、費用は全て支出したいと考えている。今回補正を行うが、仮に予算不足が生じた場合は、既決予算内でのやりくりや予備費を使うこと、場合によっては3月補正ということも考えられるという答弁がありました。

福祉事務所関係では、通院等支援サービスは、公共交通機関の利用が難しい足の不自由な方などが、通院や入院時にタクシーを利用する際の利用料を軽減する事業で、利用件数の増加に伴うものであり、介護保険事業特別会計繰出金は、特別会計の補正に伴う市負担分の増額となる。障害児介護給付事業、障害児相談支援給付事業は、障害のある児童が自立した日常生活や社会的な集団生活を送ることができるよう支援する事業で、児童発達支援は、当初予算の見込みと比較し、医療的ケアが必要な障害児の利用回数の増加に伴う増額、放課後等デイサービスは、医療的ケアが必要な障害児の利用回数の増加や療育的プログラムの利用者の増加に伴う増額、障害児相談支援は、新規サービス利用者の増加及びサービス量の増加に伴い、それぞれ増額するものであると説明がありました。

委員より、障害児支援サービス、放課後等デイサービスの充当状況について質疑があり、担当課より、放課後等デイサービス事業所は市内に3か所あり、それぞれ定員10名のところが2か所、

5名のところが1か所となっている。現在、通常の平日及び土曜日では定員に達して利用できないという話はないが、夏休みなど長期の休みになると利用希望が増えるため、複数事業所での利用で調整されているという話は把握している。利用者の増については、実人数が増えていることに加え、それぞれ事業所で特色のある療育プログラムを実施しており、そちらを希望する1人当たりの日数が増えているという答弁がありました。

健康増進課関係では、特に質疑はありませんでした。

以上で、議案第115号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

それでは、ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔17番 保坂 悟君登壇〕

○17番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第115号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について、反対の討論を行います。

議案書の3款2項2目、駅北子育て支援複合施設整備事業の539万円についての補正額は、議案第94号、損害賠償額の決定及び和解についての和解金であるため、当初計画と市長の計画案との比較検証が終えていない認識であるため、認めることはできません。

したがって、人件費や除雪費用などの大切な補正が含まれておりますが、私といたしましては、議案第115号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について、反対するものであります。

市と契約を結ばれていた4つの契約会社のことを考えますと、時間をかけて交渉され、決められた金額なので、少しでも早く決着してあげたいと思います。

しかしながら、私は当初計画のほうが、市長の計画案より総合的に勝っていると考えておりますので、その可能性を残したいという意味で、あえて反対をいたします。

当初計画の14億8,000万円の整備費と10年間で5億円の運営費は、高額に見えますが、整備費における市の真水の支出は当初2億7,000万円であり、物価が高騰すればするほど、契約の有利さが顕著になるDBO方式であります。5億円の運営費についても、ただでさえ人手不足の社会情勢の中、子育ての専門家の確保をはじめ、子供の一時預かりを行う環境を事業者のほうで行うことが約束されている画期的な契約であります。さらに子育て世代の交流拠点の整備は、現在、糸魚川市内で働いている子育て世代の方たちの立場を尊重した機能やサービスを駅北エリア内で横展開できる形になっております。さらに言えば、持続可能なまちづくりを行うには、医療、介護、福祉、物流、運輸、小売、インフラ、教育・保育、公務員など、私たちの日常生活や社会機能の維持に従事するエッセンシャルワーカーの確保が重要であります。そのような働き手の満足度を高める施設が当初計画にあると私は思っております。

したがって、整備費と運営費の金額のみの比較ではなく、汎用性の広場の機能や運営スタイル、またどのようなサービスを展開するのかなど、まだ確認ができておりません。また、駅北以外の屋内遊戯場について、どのような遊具を配置するのか、また、どのような機能を持たせるのか、どのようなサービスを行うのか、どれくらいの利用者を見込んでいるのか、それらもまだ示されておりません。それらがそろって初めて計画案の比較検証が実現いたします。

あくまでも市民にとってのメリットが、当初計画より市長案のほうが上回るのかを最終的に判断したいと考えております。市長案に対する真の民意を確認するまでは、和解金の支出を決めてはい

けないことを強く訴えて、私の反対討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。〔15番 田原 実君登壇〕

○15番（田原 実君）

創生クラブ所属、田原 実です。

議案第115号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、3款民生費、2項児童福祉費、駅北子育て支援複合施設事業補正額539万円について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正は、議案第94号、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業基本協定の解約における和解の損害賠償額539万円を一般会計から支出して追加し、事業費2,884万円に変更するものですが、これまでの計画を見直して、より市民の望む施設設置へと進む節目となるものであり、また、今後のタイトなスケジュールを考慮しての適切な行政対応と考えます。

以上の理由により、駅北子育て支援複合施設事業補正額539万円について、また、議案第115号全体について、会派、創生クラブとして賛成いたします。

○議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第115号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議案第126号

○議長（古畑浩一君）

日程第7、議案第126号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

議案第126号は、令和7年度一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費の住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業（物価）と物価高対応子育て応援手当費の追加であります。

次に、歳入につきましては、国庫支出金と県支出金を充当したほか、所要の一般財源につきましては、地方交付税を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

それでは、最初に補正の内容につきまして、資料のほうで説明させていただきます。

お手元に配付いたしました議案第126号の資料、一般会計補正予算（第7号）の概要をご覧ください。

まず、1、住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業（物価）につきましては、住民税非課税世帯等に対し、冬期における灯油等の購入費負担を軽減するため、1世帯当たり5,000円を助成することとし、所要額を計上するものであります。

助成対象世帯の見込み数や歳出につきましては、資料記載のとおりであります。

歳入につきましては、住民税非課税世帯に係る事業費の2分の1について県の補助金を、それ以外の費用につきましては国の総合経済対策に基づき交付される特別交付税などを充当します。

なお、来年2月中をめどに支給開始できるよう担当課にて事務を進めてまいります。

次に、2、物価高対応子育て応援手当費につきましては、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から高校生年代まで、具体的には、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童1人当たり2万円をその養育者に支給することとし、所要額を計上するものであります。

支給対象者見込み数や歳出につきましては、資料記載のとおりであります。

歳入につきましては、国の補正予算を受け、全額が国庫負担金となります。

なお、来年1月下旬から随時支給できるよう、担当課にて事務を進めてまいります。

続いて、議案書に基づきまして説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の62、住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業（物価）につきましては、助成金にシステム改修委託料、給付事務委託料などを含めまして、計2,860万円の

補正になります。

次に、2項2目子育て支援費の62、物価高対応子育て応援手当費につきましては、手当費にシステム改修委託料などを含めまして、計9,140万円の補正になります。

続いて、歳入について説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

先ほど資料にて説明したとおり、11款地方交付税及び16款県支出金は、住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業（物価）に係る財源として、15款国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当費に係る財源として、それぞれ所要額を計上しております。

説明は、以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のございました本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としていただきたいと思います。

それでは皆様、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第126号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第8．諮問第3号及び同第4号

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第8、諮問第3号及び同第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

諮問第3号及び第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第3号は、現在、人権擁護委員をお願いしております入江和佳子さんの任期が、令和8年3月31日で満了しますことから、再度、推薦をさせていただきたく議会のご意見をお伺いしたいものであります。

諮問第4号は、現在、人権擁護委員をお願いしております石井清介さんの任期が、令和8年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦させていただきたく議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります、よろしく願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

質疑は1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

日程第9．発議第11号

○議長（古畑浩一君）

日程第9、発議第11号、近藤新二議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、近藤新二議員の退場を求めます。

〔9番 近藤新二君退席〕

○議長（古畑浩一君）

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部議員。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

これより、以下の文案を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

近藤新二議員に対する辞職勧告決議。

糸魚川市議会は、地方自治における二代表制の一翼を担う、市民を代表する議決機関である。

その構成員である市議会議員は、選挙により市民の負託を受け、市民のために誠実かつ責任ある行動をもって職務を遂行する責務を負っている。

しかしながら、近藤新二議員は、総務文教常任委員会委員の立場にありながら、令和7年12月12日に開催された総務文教常任委員会において、委員会が終了していないにもかかわらず、委員会を途中退席した。

その退席理由として、歯医者を受診するためとの説明が委員長になされ、これに対し委員長からは、公務優先であり、私用による途中退席は適切ではない旨が伝えられていた。また同様に、議長からも公務優先であること、そして私用による途中退席は適切ではない旨が、近藤新二議員に対して伝えられていた。

にもかかわらず、実際には、近藤新二議員は歯医者を受診した事実はなく、委員会開催時間中に飲酒を伴う会合に参加していた事実が確認されている。

このような行為は、委員会に対して虚偽の説明を行い、さらに議長や委員長から注意を受けた後もこれを顧みず、公務より私的行為を優先したものであり、議会の信頼を著しく損なうものである。

これは、市民の負託を受けた議員として極めて不適切である。また、議員に求められる品位及び責任ある行動を欠く行為であり、糸魚川市議会として看過できない。

よって、糸魚川市議会は近藤新二議員に対し、ここに議員の職を辞するよう勧告するものである。以上、決議する。

令和7年12月18日、糸魚川市議会。

以上、提案理由であります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第11号、近藤新二議員に対する辞職勧告決議について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

近藤新二議員の退場を解きます。

〔9番 近藤新二君着席〕

日程第10．議員派遣について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

令和8年1月27日に開催予定の糸魚川市議会議員研修会に、議会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することと決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知いたします。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、久保田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

令和7年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして、ご挨拶申し上げたいと思います。

去る12月1日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に2点について、ご報告申し上げます。

初めに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、ご報告申し上げます。

この12月16日に、国会におきまして可決・成立いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、現在、当市における支援内容の検討を進めております。市民への給付を目的とした特別加算分につきましては、より活用しやすい形での支給となるよう、検討している

ところであります。あわせて、物価高騰の影響を受けている方々に対し必要な支援が届くよう、全体の支援内容について検討を行ってまいります。

これらを踏まえた補正予算につきましては、準備が整い次第、適切な時期に提案させていただきたく、予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大阪・関西万博で展示されたヒスイの一般公開について、ご報告申し上げます。

万博開催期間中、迎賓館の石庭に展示されておりました糸魚川産ヒスイ原石が、12月11日から、新潟市西区の新潟ふるさと村で一般公開されております。石の幅は約1メートル、厚さは約1.2センチ、重さは約200キロで、実際に触れて体感できるような展示となっております。同会場では、年末年始イベントとして、ヒスイ探し体験も予定されております。

これらを機に、新潟県の石ヒスイの認知度向上や活用と併せて、当市の交流人口、関係人口の拡大につなげてまいります。

以上、2点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりとなりますが、令和8年3月市議会定例会の招集日を2月16日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

閉会に際しましてね、議長から一言申し上げさせていただきます。

定例会では、糸魚川市議会ね、かつて初めてとなる議員辞職勧告が全会一致でね、採決されると。これは、近藤新二議員一人に限らず、本当にね、残念な結果であります。

近藤新二議員につきましては、今回の決議の決定をね、真摯に受け止めまして、また自らのご判断をしていただきたいと思います。

なお、ほかの議員につきましても、決して対岸の火事と思わず、これから年末年始、様々な行事が催されることと思いますが、議員としての気概と、それから節度を持って、やっぱりやっていただきたいと思います。

本当に議員一同、私も含めて、気を引き締めて、もって市民の信頼回復に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和7年度第5回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、ご苦労さまでございました。

〈午後1時42分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員